

令和4年6月20日発行

I 【重要】令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和3年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業所は、実績報告書の提出が必要となります。提出期限は令和4年8月1日(月)必着となっておりますので、令和3年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」
→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」
→「介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算はこちら」
→「2 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（令和3年度）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 熱中症予防の普及啓発・注意喚起についてご協力をお願いします

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されています。気温の高い日が続くこれからの時期に備え、熱中症の予防に万全を期していただくようお願いいたします。

● 熱中症関連情報

○ 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

「トップページ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「健康・医療」→「健康」→「熱中症関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係 電話：026-235-7113（直通）

III 介護助手導入を支援します！社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業のご案内

介護福祉士等がより専門的なケアを行うため、介護助手の導入が進んでいます。長野県社会福祉協議会では、介護助手の導入を目指す事業所に「介護職場の業務診断」をするアドバイザーを派遣しています。

- 1 事業名 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業（長野県委託事業）
※「介護職場の業務診断」はアドバイザー派遣メニューの一つです。
- 2 支援内容 事業所の現状を踏まえ、業務の専門性・難易度の診断。介護助手に任せる業務の整理等。
- 3 申込方法 以下のURL・二次元コードからお申し込みください。実施要領は申込フォーム冒頭からダウンロードできます。 <https://bit.ly/3toq3f1>
- 4 その他 (1) アドバイザー派遣経費は無料。
(2) 1法人、年間（4月～翌年3月）に5回まで利用可能。相談時間は1回2時間。
(3) アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって判断してください。

【申込み・問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyu.or.jp



Ⅳ ノーリフティングケアの実践方法に関する研修を実施します！

介護現場で多発する腰痛を予防する取組としてノーリフティングケア（持ち上げない・抱え上げない：引きずらない介護方法）を導入している事業所があります。ノーリフティングケアに取り組むことで、利用者の二次障害の防止や職員の腰痛を理由とした離職率の減少等の効果がみられています。

今年度、（公社）長野県介護福祉士会が以下のとおり研修を行うこととなりましたので、ぜひ受講をご検討ください。

- 1 研修内容 ノーリフティングケアの実践方法に関すること
※本研修はキャリア形成訪問指導事業（長野県補助事業）の研修プログラムの一つです。
- 2 申込方法 以下の URL から申込書をダウンロードしていただき、メール又は FAX にてお申し込みください。
<http://kaigo-nagano.jp/honbu/1832>
- 3 その他 (1) 貴事業所を講師が訪問して研修を行います。講師派遣経費は無料です。
(2) 研修時間は、1回1～2時間程度です。

【申込み・問合せ先】

公益社団法人長野県介護福祉士会

電話：026-223-6670 FAX：026-223-6679 電子メール：info@kaigo-nagano.jp

V 【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2022年8月1日～2022年8月31日	2022年6月11日～2022年7月10日
2022年9月1日～2022年9月30日	2022年7月11日～2022年8月10日
2022年10月1日～2022年10月30日	2022年8月11日～2022年9月10日
2022年11月1日～2022年11月30日	2022年9月11日～2022年10月10日
2022年12月1日～2022年12月31日	2022年10月11日～2022年11月10日

※令和4年(2022年)6月及び7月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp